

議案第108号

盛岡市宿泊税条例について

盛岡市宿泊税条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月3日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市宿泊税条例

(課税の目的)

第1条 観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法及び盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）に定めるところによる。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用するこをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(税率)

第4条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、200円とする。

(徴収の方法)

第5条 宿泊税は、特別徴収の方法によって徴収する。

(特別徴収義務者)

第6条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めたときは、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 特別徴収義務者は、宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。  
(特別徴収義務者の申告等)

第7条 旅館業又は住宅宿泊事業を営もうとする者は、宿泊施設の営業を開始する日の前日まで（前条第2項の規定に基づき指定を受けた特別徴収義務者にあっては、当該指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) その者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）
- (2) 宿泊施設の名称及び所在地
- (3) 宿泊施設の客室数その他設備の概要
- (4) 営業を開始する予定年月日（当該申告書を提出する日において既に営業を開始している場合にあっては、営業を開始した年月日）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告書を提出した者は、同項各号に掲げる事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の申告書を提出した者は、当該宿泊施設の営業を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る宿泊施設の営業を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項の申告書を提出した者は、当該申告書に係る宿泊施設の営業を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（納税管理人）

第8条 特別徴収義務者は、市の区域内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、市の区域内に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に申告書を市長に提出し、又は市の区域外に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、これを定める必要が生じた日から10日以内に申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告書又は申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第9条 前条第2項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(申告納入)

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間に徴収すべき宿泊税に係る宿泊の件数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者は、規則で定める要件に該当する者として規則で定めるところにより市長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次表の左欄に掲げる期間に徴収すべき宿泊税に係る同項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに市長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。ただし、宿泊施設の営業を1月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1月以内にこれを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

3 市長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項の要件に該当しなくなったと認めたときは、同項の承認を取り消すことができる。

(不足金額等の納入)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項若しくは第2項に規定する重加算金額を、当該通知により指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第12条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第13条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え付けて、次に掲げる事項を当該帳簿に記載し、かつ、第10条第1項又は第2項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から5年間、当該帳簿を保存しなければならない。

(1)宿泊年月日

(2)宿泊者数

(3)宿泊税の課税対象となる宿泊者数

(4)宿泊税額

2 特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類で前項各号に掲げる事項が記載されているものを作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過した日から2年間、当該書類を保存しなければならない。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第14条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(賦課徴収)

第15条 宿泊税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めるものほか、盛岡市市税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第14条第1項中「この条例」とあるのは、「この条例若しくは盛岡市宿泊税条例（令和7年条例第47号）」とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるものほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、

若しくは虚偽の記載をし、又は同項の帳簿を隠匿した者

- (2) 第13条第1項の規定に違反して同項の帳簿を5年間保存しなかった者
- (3) 第13条第2項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は同項の書類を隠匿した者
- (4) 第13条第2項の規定に違反して同項の書類を2年間保存しなかった者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関する前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項から第6項までの規定は、同日前の規則で定める日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

##### (準備行為)

3 第6条第2項の規定に基づく指定及び第8条第1項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日において現に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者又は同日から施行日までの間に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営もうとする者は、施行日の前日までに、第7条第1項の規定の例により、同項の申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書は、施行日において同項の規定により提出されたものとみなす。

5 前項の申告書を提出した者は、当該申告書に記載した事項に異動があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

6 附則第4項の申告書を提出した者は、当該申告書に係る宿泊施設の営業を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

##### (検討)

7 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

#### 提案理由

観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、宿泊税を課そうとす

るものである。